@

ろう児の事故死

安優香さんの逸失利益は（生涯の収入見込み額）「きこえる女性の40%」

被告側が民事裁判で主張（加害者と建設会社）

安優香さんの遺影。上着のコートは事故時も着ていたものです。努さんは、管に血がこびりついた補聴器をいつもポケットに入れ、安優香さんが使用していた定期券を財布の中にしのばせています。手作りの補聴器カバーは、安優香さんと関わりの深かった先生から「安優香さんの匂いが消えないように」と贈られたものです

提訴した両親

「落ち度のない娘を侮辱」と怒り

大阪府立生野聴覚支援学校前の交差点に重機が突っ込み、下校中の同校生徒の井出安優香さん（当時11歳）がはねられて亡くなりました。それから3年。両親は、民事裁判で新たな差別を受けて、悲しみ、苦しみ、さらに心の傷を負っています。

安優香さんの両親は昨年1月、重機を運転していた男性（38）と男性が働いていた建設会社に対して計約6千万円の損害賠償を求めて民事裁判を起こしています。この裁判では安優香さんが将来的に生涯を通じて得られたはずの確かな見込みの収入金額、「逸失利益」が争点になっています。

被告側は、「きこえない人はきこえる人より思考力や学力が劣り、コミュニケーションが難しいことから就職しても転職する傾向が多く、管理職への昇進も難しい」とし、「安優香さんの逸失利益の基礎収入は女性労働者の40%とすべき」と主張しています。

両親は、きこえない人の社会参加が難しい現状は知っており、安優香さんの可能性を広げるよう厳しく育ててきました。安優香さんは負けず嫌いな性格で学業はもちろん、文化祭の劇でも自らの限界に挑戦、長い台詞を言えて褒められたことも。このため、両親は「きこえる人と対等であり、逸失利益は男女平均額を基礎収入とすべき」と真っ向から反論しました。そして、「今後、聴覚障害者が活躍できる社会になっていく」とした大学教授の意見書や大手企業の雇用実態の証拠等を提出しました。母親のさつ美さん（49）は、「安優香の11年の努力を認めてほしい」と話します。

事故から1年後に始まった刑事裁判で、加害者は、隠していた「難治性のてんかん（左枠参照）」の発作によって起こした危険運転致死傷害の罪で懲役10年求刑のところ、懲役7年の判決を言い渡されました。しかし、適切な労務管理の怠慢により訴えられた建設会社は証拠不十分として起訴されませんでした。

判決後、検察官から井出夫妻に会社の実態について説明がありました。加害者は今回の事件前にも当て逃げ、人身事故、物損事故等を起こしており、加害者からてんかんの持病があることを聞かされた社長は「病気が治った」証明書を提出するまで運転することを禁じました。しかし、このことが他職員に周知されず、事故現場で運転を止める職員はいませんでした。加害者のプライバシーに配慮する社長の姿勢がてんかんへの認識を甘くし、加害者もそれに甘えていたようです。

会社は社会的責任を!!

父親の努さん（48）は抱えてきた苦しみが解消できていないとの思いで民事裁判を起こしました。「安優香に何一つ落ち度はない。加害者は事故後にクビになっているが、会社は社会的責任を取るべき。私たちが第一に求めているのはお金ではない」と訴えます。

葬儀費用について、事故当初、社長は「四十九日法要の費用も含めて出し、真摯に対応する」と努さんに泣きながら電話で話しましたが、民事裁判では「判例上、葬儀費用に出せるのは150万円が上限」と述べるのみでした。

障害者への差別!!

この被告の逸失利益の主張には、関係者から怒りの声が続出しました。「私たち、きこえない、きこえにくい人への明らかな差別だ」「障害者への配慮が進んでいる現在において、10年後の雇用状況が現在と同じであると決めつけるとは」。

努さんは、「安優香がこのような形で侮辱されるとは思わなかった。この判例が、今後の裁判で悪く使われないように頑張りたい。世論によって裁判の流れが変わることを信じている」と語りました。次回の裁判期日は5月26日です。

被告に誠意なし

事故から刑事裁判までの約一年間（井出努さんの意見陳述等より）

2018年2月1日の朝は小雨が降っていました。安優香さんはいつものように家近くの江坂駅まで努さんと手をつないで歩き、電車で移動して、途中の梅田駅で安優香さんが降りて別の電車に乗り換えました。学校では予定していた修学旅行の話があり、安優香さんが誰よりも熱く語っていました。夕方の4時頃、さつ美さんの携帯が鳴りました。病院からの連絡で、安優香さんが事故に遭い、心臓が止まりそうだから早く来て欲しいというものでした。驚き、しばらく立てない状況でしたが、夫の会社に電話した後に向かいました。努さんが先に病院に着きました。

手術室で、心臓が止まったまま応急処置を受けている安優香さんの目には、うっすらと涙が浮かんでいました。その後に着いたさつ美さんは泣き崩れ、まだ身体が温かい安優香さんの名前を何度も何度も呼び、「起きて、目を開けて。一緒に帰ろう!」と話しかけました。しかし、返事はかえってこず、やがて、死亡が確認されました。

持病隠し、事故

翌日、井出夫妻は安優香さんを引き取るために出向いた警察署で耳を疑うような話を聞かされました。学校前の交差点の歩道に、道路を工事していた重機が至近距離から突っ込み、下校中に信号待ちしていた安優香さんや先生、同級生の計5人をはねたというものでした。

さらに、加害者は当初、「アクセルをブレーキと踏み間違えた」と供述していましたが、約3カ月後に、加害者は運転中、持病であるてんかんにより発作を起こした疑いがあり、医師からも運転を控えるように指導されていたことや、15年の運転免許更新時に必要な病状の申告をしていなかったことが判明しました。

加害者から保釈請求があり、井出夫妻は強く反対。7月24日に検察官から2回目の保釈請求が認められたことの裁判は、加害者が正直に話そうとしない等による証拠不十分のため、事故より1年後の19年2月から始まりました。検察官が起訴し、警察が鑑定留置、医者も証人尋問で、加害者が持病のてんかんの発作を起こしたことを証言しました。

2回目の裁判。加害者の妻がてんかんの持病を否定し、情状酌量を求めましたが、加害者は裁判中に法廷で、発作を起こしました。加害者は「保釈中に妻の親戚の工場で働いた。賠償金を払うために働く」との説明をしました。

「お詫びより先に言う言葉か。お金目当てと思われているのか」と井出夫妻は怒りが抑え切れなくなりました。弁護士は加害者への質問の中で、「遺族に対してお金が1銭も支払われていない。遺族に謝罪をした事にはならない」と、努さんの思いを代弁しました。後になって、加害者は、家族からも病気を理由に運転することを反対されていたことがわかりました。

加害者

自らの病気に向き合わず

お詫びがあり、安優香さんの遺品が返ってきました。血に染まり、引き裂かれた赤いコートと黄色い帽子、肩紐が引き裂かれたランドセル、そして、血に染まった補聴器。努さんは泣き崩れ、「絶対に犯人を許さない」と心の底から思いました。以降、努さんは精神的に苦しみ、趣味である音楽を聴くこともできなくなり、何をしても楽しいと思わなくなりました。

心の痛みは今も

一緒に事故に遭って傷害を負った同級生2人は精神面でもダメージを受け、親友を失った喪失感から「自分が死ねば良かった」と悲しみ、裁判の証言では、「友だちを返して」と泣き叫びました。傷害を負った先生も一生忘れることのできない恐怖や教え子の命を救えなかったことの自責の念に苦しんでいます。現場にはいなかったものの、ショックから1～2年程度復職できなかった先生もいました。

さつ美さんは、今も夕方に携帯の着信音が鳴ると、動悸がすると言います。事故の一週間前に、「ママのような素敵な母親になりたいから料理を教えてね」と言われていました。そのときの夢は、「パン屋さん」でした。その夢が叶うことは、もうありません。

※てんかんは脳の病気で、国内で推定される100万人のうち約7割は、薬の治療等により症状がコントロールできているが、残りの難治てんかんのある人は、症状がいつ現れるかが分からず、主治医の指導のもと、運転免許の取得等を控えている。日本てんかん協会は「てんかんのある人も病気と向き合い、安全な社会を望んでいる。一部の不心得者の事故によって、てんかんが危険な病気と誤解されることが残念」と語る。